

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームわかくさ
【ユニット型個室】

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(横浜市指定 第 1470800176 号)

目次

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 施設設備の概要	3
4. 職員体制（主たる職員）	4
5. 施設サービスの概要	5
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	7
7. 残置物の対応	9
8. 苦情の受付	9
9. 事故発生時の対応	10
10. 施設利用時の留意事項	10
11. 施設による代行業務に関する委任事項	11
12. 虐待の防止に関する事項	11
13. 身体拘束に関する事項	11
14. 感染症の予防及びまん延防止のための措置	12
15. 業務継続計画（BCP）の策定等	12
16. ハラスメントの防止	12
17. その他運営についての留意事項	13

重要事項説明書

1. 事業者

- ①法人名 : 社会福祉法人^{恩賜}財団済生会支部神奈川県済生会
- ②法人所在地 : 横浜市神奈川区西神奈川一丁目 13 番地 10
- ③電話番号 : 045-423-2301
- ④代表者 : 支部長 赤星 透
- ⑤設立年月日 : 明治 44 年 5 月 30 日

2. 事業所の概要

- ①種類 : 指定介護老人福祉施設
: (平成 12 年 1 月 11 日 横浜市指定 1470800176 号)
- ②名称 : 特別養護老人ホームわかくさ
- ③所在地 : 横浜市金沢区泥亀二丁目 12 番 1 号
- ④電話番号 : 045-784-6900
- ⑤管理者 : 施設長 佐藤 章
- ⑥開設年月日 : 令和 2 年 7 月 1 日 (令和 2 年 7 月 1 日新築移転)
- ⑦入居定員 : ユニット型 120 名 (うち短期入所生活介護 10 名)

(1) 当事業所の運営理念

『ともに あなたらしさの虹をえがく』

(2) 事業所の目的

- ①介護保険法令に従い、入居者（本人）がその有する能力に応じ可能な限り自律した日常生活を営むことができるように支援いたします。
- ②入居者（本人）に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供いたします。
- ③この施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において十分な介護を受けることが困難な方がご利用いただけます。

(3) 運営の方針

- ①良質で適切なサービスを提供し、ご利用される方やご家族の皆さまから、選んで良かったと思っただけの施設をめざします。
- ②常に高い向上心を持った職員がご利用される方に接し、それぞれの立場を考えたサービスを提供します。
- ③地域の皆さまから信頼され、安心していただける開かれた施設として、地域の皆さまとの連携に努めます。
- ④ご利用される方やご家族の皆さまが何でも言える、そして、ご利用される方も職員も笑顔が絶えない施設をつくります。

3. 施設設備の概要

(1) 敷地及び建物（短期入所生活介護と共用）

敷 地		2,024.62 m ²
建 物	構造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	5,822.59 m ²

(2) 居 室

居室の種類	室 数	居室の面積
1 人部屋	120 室	11.45 m ² ～13.61 m ²

(3) 主な設備（短期入所生活介護と共用）

設備の種類	数	各面積
共同生活室	12 室	36.85 m ² ～52.39 m ²
談話スペース	3 か所	
特殊浴室	2 室	30.81 m ²
個浴室	12 室	6.88 m ² ～9.01 m ²
医務室	1 室	24.85 m ²
調理室	1 室	104.76 m ²
地域交流スペース	1 室	83.52 m ²

*トイレは、各ユニット内の車椅子で利用できる3か所を共用していただきます。

*入居者（本人）から居室変更の希望申出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定いたします。また、入居者（本人）の心身の状況により居室の変更をする場合があります。その際には、入居者（本人）やそのご家族等と協議のうえ、決定するものといたします。

重要事項説明書

4. 職員体制（主たる職員）

【主たる職員の配置状況】

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1 名	1 名
2. 介護職員	58.92 名	40 名以上
3. 生活相談員	3 名	2 名以上
4. 看護職員	6.1 名	3 名以上
5. 機能訓練指導員	1.1 名	1 名以上
6. 介護支援専門員	3 名	2 名以上
7. 医師	0.12 名	必要数
8. 管理栄養士	1.45 名	1 名以上

2025年4月1日 現在

【主たる職員の勤務体制】

職 種	勤務体制
1. 施設長（管理者）	8：30～17：30（休日：基本として土日祝）
2. 生活相談員	8：30～17：30（休日：基本として土日祝）
3. 介護支援専門員	8：30～17：30（休日：基本として土日祝）
4. 管理栄養士	8：30～17：30（休日：基本として土日祝）
5. 介護職員	早勤（7：00～16：00） 各ユニット1名 日勤（9：30～18：30） 各ユニット1名 遅勤（13：00～22：00） 各ユニット1名 夜勤（22：00～7：00） 各協力2ユニット1名 （休日：月/9休）
6. 看護職員	早勤（7：30～16：30） 1名 日勤（8：30～17：30） 1名 遅勤（9：30～18：30） 1名 （休日：基本として土日祝）
7. 機能訓練指導員	8：30～17：30（休日：基本として土日祝）
8. 事務員	8：30～17：30（休日：基本として土日祝）
9. 医師	週2回（午後）

2024年4月1日 現在

重要事項説明書

5. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	管理栄養士が立てる献立表により、栄養と身体状況に配慮したバラエティ豊かな食事を提供いたします。 朝食 8:00～ 随時入居者に合わせて提供いたします。 昼食 12:00～ 随時入居者に合わせて提供いたします。 夕食 18:00～ 随時入居者に合わせて提供いたします。
排 泄	入居者の状況に応じて適切な排泄ケアを行うとともに、排泄の自立について適切な援助を行います。
入 浴	年間を通じて入浴または清拭を週2回行います。 寝たきり等で座位のとれない方には、特殊浴槽をご用意し、一人ひとりに合わせた入浴を提供いたします。
離床・整容等	寝たきり防止のため、可能な限り離床に配慮いたします。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助いたします。 シーツ交換は週1回実施いたします。
健康管理	医師や看護職員が、健康管理をおこないます。
相談援助	入居者およびその家族からの相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
機能訓練	機能訓練指導員が利用者の身体等の状況に応じて機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。

(2) 入居者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
医療費一部負担 各種予防接種	実費相当額。
理美容サービス (外部委託)	2か月に1回程度、理美容師の出張による理髪。 実費
日常生活用品 嗜好品 ほか	個人別にご使用される日常生活用品や消耗品は、自己負担となりますので、各自ご用意ください。 ※歯ブラシ、歯磨き粉、入歯洗浄剤、ティッシュなど。
電気使用料	電化製品の持ち込みについては次のとおりとなります。 ・冷蔵庫1台1日につき50円。 ・テレビ1台1日につき10円 ※持ち込まれる場合は事前に届出をお願いします。
排泄用品	排泄用品(紙オムツ、紙パンツ、尿取りパッドなど)は、介護保険給付対象となっておりますので、別途ご負担の必要はございません。

重要事項説明書

受診送迎費用	協力医療機関（横浜若草病院）外への受診送迎費用となります。 ご本人様又はご家族の希望される協力医療機関以外への病院受診や外出のために車両を使用した場合 1kmにつき 243.2 円（実走距離） ＊施設から協力医療機関までの実走距離範囲内は無料となります。 ＊緊急受診の場合は対象外となります。
--------	--

（３）利用料金等の変更について

介護保険法の改正及び経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合は、相当な額に変更することがあります。その場合、変更の内容と変更する事由について、事前にご説明いたします。

（４）利用料金のお支払い方法

お支払方法は、原則、口座振替のみとさせていただきます（手数料無料）。所定の口座振替依頼書に記入の上、生活相談員にお渡しください。毎月 15 日前後に前月分の請求書をお送りしますので、27 日（金融機関休日の場合は翌営業日）に指定された金融機関より自動引き落としさせていただきます。前日までにご指定口座へご入金をお願いいたします。

なお、領収書については、翌月の請求書と一緒に送付いたします。

（翌月に利用がない場合についても同様とさせていただきます。）

＊指定口座は、ゆうちょ銀行または各金融機関可能。

（５）協力医療機関

協力医療機関	所在地	電話番号
済生会横浜若草病院	横浜市金沢区平潟町 12-1	045-781-8811
協力歯科医療機関	所在地	電話番号
港歯科診療所	横浜市中区弁天通 6-85 宇徳ビル 2 階	045-201-4560

＊通院に関わる送迎は、協力病院の範囲内における地域の医療機関であれば、施設送迎車の対応、手配をいたします。ただし協力病院の範囲外における地域の医療機関にかかる場合、ご家族による送迎及び付き添い（院内介助）等をお願いいたします。

なお、受診の際は、原則、ご家族の付き添いをお願いいたします。

（理由：施設の職員は第三者の立場となり、治療方針・検査についての決定、同意を行なうことが不可能なため。）

（６）非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームわかき消防計画等」に則り対応をいたします。
地域との協力関係	地元の町内会と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束する予定です。
平常時の訓練等	消防計画により年 2 回以上、日中及び夜間を想定した避難訓練を入居者の方にも参加いただき実施いたします。その他、地震や水害を想定した訓練を実施しています。

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では、契約が終了する期日を特に定めておりません。したがって以下のような事由がない限り継続してサービスをご利用いただくことができますが、仮にこのような事由に該当するに至った場合には、当施設との契約を終了し、入居者に退所していただくことになります。

- ①要介護認定により入居者の心身の状況が「自立」または「要支援」と判定された場合
- ＊要介護 1 又は 2 の方も特例入所の要件に該当しなくなった方は、退所していただく場合があります。ただし、平成 27 年 3 月 31 日までに入居された方は除きます。
- ※要介護 1 又は 2 の特例入所要件とは
- ア) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- イ) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- ウ) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- エ) 単身世帯である、または同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- ②事業者が解散・破産した場合、またはやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑤入居者から退所の申し出があった場合（7 頁（1）を参照）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（7 頁（2）を参照）

（1）入居者（本人）からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入居者（本人）から当施設への退所申し出をすることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し、退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②当施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③入居者（本人）が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく、本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により、入居者（本人）の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の入居者が、入居者（本人）の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

重要事項説明書

(2) 事業者からの申し出により退所いただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所をしていただくことがあります。

- ①入居者（本人）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②入居者（本人）によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③入居者（本人）が故意または重大な過失により、事業者またはサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④入居者（本人）が連続して3か月以上医療機関に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤入居者（本人）が介護老人保健施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設または介護医療院に入院した場合

(3) 入居者（本人）が、病院等に入院された場合の対応について

医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。この場合は、事前にご家族等及び担当医師等と協議のうえ決定するものといたします。

- ①3か月以内の退院が見込まれない場合
- ②入院されてから3か月を経過した場合には、契約を解除する場合

【入院中の利用料金】

外泊、入院等による不在期間も居室を確保している場合は、負担段階に応じた居住費をいただきます。

なお、入居者（本人）が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(4) 円滑な退所のための援助

入居者（本人）が当施設を退所する場合には、入居者（本人）の希望により、事業者は入居者（本人）の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、入居者（本人）または身元引受人の協力が得られる場合には円滑な退所のために必要な以下の援助を行うよう努めます。

- ①適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等のご紹介
- ②居宅介護支援事業者のご紹介
- ③その他保健医療サービスまたは福祉サービス提供者のご紹介

重要事項説明書

7. 残置物の対応

- (1) 入居者または身元引受人は、本契約終了の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。
- (2) 事業者は、入居者または身元引受人が、引き取りに必要な相当期間を過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を利用者または身元引受人に引き渡すものとします。
- (3) 事業者は、入居者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置物その他の処理を行う必要がある場合には、事業者の費用で利用者の残置物を処分できるものとします。その費用については、入居者からの預り金等事業者の管理下にある金銭がある場合には、その金銭から差し引くことができるものとします。

8. 苦情の受付

- (1) 当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口：生活相談員
- 受付時間：毎週月～金曜日 8:30～17:30
- 苦情解決責任者：施設長（管理者）
- 第三者委員

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

金沢区役所 (担当：高齢・障害支援課)	所在地 金沢区泥亀二丁目9番1号 電話 045-788-7868
横浜市 はまふくコール (横浜市苦情相談コールセンター)	所在地 中区本町6丁目50番地の10 電話 045-263-8084
神奈川県国民健康保険団体連合会 (担当：介護保険課・介護苦情相談係)	所在地 西区楠町27番地1 電話 045-329-3447 0570-022-110（苦情専用）

9. 事故発生時の対応

- (1) 入居者が、介護サービス利用中に、体調不良・ケガなどでサービスの継続が困難となった場合は、速やかにご家族または身元引受人、担当居宅介護支援専門員、必要に応じて市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事故発生の状況及び事故に際してとった処置の記録は、事故報告書として記録・保存いたします。
- (3) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、自然災害等の不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって対応いたします。

10. 施設利用時の留意事項

持ち込みの制限	居室内において、業務上支障のない範囲で持ち込みをお願いします。 記名は各自でお願いします。 また、現金や貴金属類などの貴重品は紛失されても補償できませんので、施設へのお持ち込みはご遠慮ください。
面会	時間 9:00 ～ 17:30 (※感染状況により変更します。) 食べ物は、別紙「食べ物の持ち込みについて」をご参照ください。
外出・外泊	外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。予定の日時を超過する場合は、必ず生活相談員にご一報ください。
施設設備等の利用	施設設備等は、本来の用法でご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合には、賠償していただくことがございます。
迷惑行為等	むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。 また、施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
喫煙	施設の館物内・施設の敷地内は、禁煙となっています。
飲酒	飲酒を希望される場合は、職員にご相談ください。
動物飼育	施設内へのペットの持込み及び飼育は、お断りいたします。

1 1. 施設による代行業務に関する委任事項

当事業所のご利用に際して、下記の事項について施設長を代理人と定めて委任いただきます。委任内容は、入居者預り金管理取扱要領に基づく入居中における金銭管理や、各種手続きに関するものと推測される郵便物の開封・内容確認、その他事務手続きに関することを代行いたします。

〈委任事項は以下の通り〉

- ① 買い物購入代行、業者への支払いに関すること
- ② 年金の受け取り、現況届に関すること
- ③ 本人または身元保証人が依頼したこと
- ④ 介護保険申請、更新等の事務手続きに関すること
- ⑤ 自治体への書類申請業務の代行に関すること
- ⑥ その他支払い、事務手続き全般に関すること

1 2. 虐待の防止に関する事項

- (1) 当事業所は、虐待の発生またはその再発を予防するため、次に掲げる措置を講ずるものとします。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (4) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施します。
- (5) 前三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

1 3. 身体拘束に関する事項

- (1) 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
- (2) 当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、事前に入居者または身元引受人に説明を行います。事前に説明をするのが困難な場合には、当該身体的拘束を行った際速やかに説明をおこないます。

内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
- (3) 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
 - ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する。

重要事項説明書

1 4. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- (1) 当事業所は、事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ります。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (4) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 5. 業務継続計画（BCP）の策定等

- (1) 当事業所は感染症、非常災害等の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業者は従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的に実施するものとします
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとします。

1 6. ハラスメントの防止

- (1) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従事者の就業環境が害されることを防止（ハラスメント防止）するための方針の明確化その他の必要な措置を講じるものとします。

重要事項説明書

17. その他運営についての留意事項

(1) 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備します。

- ・採用時研修 採用後 6 か月以内
- ・継続研修 年 2 回

(2) 従事者は業務上知り得た入居者及びそのご家族の秘密を漏らしません。

(3) 従事者であった者に業務上知り得た入居者及びそのご家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。

(4) 事業所は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。また、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

(5) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は運営法人と事業所の管理者との協議に基づいて別途定めます。

2024 年 4 月 1 日 制定

2024 年 8 月 1 日 改定

2025 年 11 月 1 日 改定

2026 年 4 月 1 日 改定

重要事項説明書

【説明確認欄】

本書に基づいて、利用者へ重要事項の説明を行い、その内容に同意を得て交付しました。

【事業者】 〒236-0021 横浜市金沢区泥亀二丁目 12 番 1 号

名 称 特別養護老人ホームわかくさ

説明者 生活相談員

本書に基づいて、事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意し交付を受けました。

年 月 日

【入居者】

住所：〒

氏 名：

【署名代筆者】

住所：〒

氏 名 : _____

入居者との続柄　：

【身元引受人】

住所：〒

氏 名 :

入居者との続柄 :

